

監修者まえがき

平成 28 年度より、都道府県・指定都市において厚生労働省の「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」事業がスタートし、現時点ですでに多数の自治体が地域の医師会の協力のもと本研修（以下、かかりつけ医研修）を継続的に実施している。地域での研修事業実施主体は国の研修（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター実施）を行政担当と医師など医療関係者がペアとなって受講し、その内容を踏まえて研修を実施する旨が事業要綱に記載されている。『かかりつけ医等発達障害対応力向上研修用テキスト』は、各地域でかかりつけ医研修を企画し、また研修の講師となる方に向けて、厚生労働省の障害者対策総合研究事業（「国、都道府県等において実施する発達障害者診療関係者研修のあり方に関する研究」主任研究者 神尾陽子（平成 28-29 年度））として作成された。

本テキストは、国立精神・神経医療研究センターで実施している発達障害関連研修の講義内容の一部をもとに、地域の研修実施者が講義をすすめやすいようにスライド毎に解説文や資料を追加した。発達障害支援の原則はどの地域にも共通する普遍的な性質を持つ一方で、実際の制度設計や運用上の工夫は地域特性によってバリエーションが想定される。各地域でその地域に合った支援システムを創造し発展させていく際の参考になるよう、自治体の好事例も複数紹介した。地域での研修を実施する際には、研修受講者（かかりつけ医）が地域における発達支援のあり方を理解し、さらに「その地域」の支援ネットワークの全体を把握できるように、それぞれの地域にカスタマイズされた講義を追加していただきたい。ここではかかりつけ医等が発達障害児の家族に対して助言できるように、適切な紹介先や相談先、そしてその後の支援のフローに関する情報提供をしていただければ、その地域での多領域連携がすすむものと期待する。

本テキストを通してかかりつけ医研修の受講者に伝えたい点として、発達障害の早期発見・早期対応の意義、発達障害児・者が抱えやすい身体的・精神的な問題、治療・支援の基本原則、そして地域の包括的な多領域連携ネットワークのあり方などを重視した。今日、発達障害の診療に関するエビデンスはまだ限られており、わが国には発達障害の診療ガイドラインといったものはまだ存在しない。そのような段階でテキストを作る意味は何なのか、については研究班内外のできるかぎり多くの関係者と議論を重ねた。確かに、発達障害ケースの個人差がきわめて大きいことを考慮すると、かかりつけ医の診療を標準化するには十分とは言えない。包括的アセスメントと診断を実施するには専門的訓練を受けた多職種チームが配置されている専門機関でないと難しいのは事実である。しかしながら、発達障害児・者の医療ニーズは多様であり、日常的な診療と切り離すことが不自然なのも事実である。かかりつけ医と専門機関は相互の役割をバランスよく分担して双方向的な連携を密接にする必要があると考える。そのためにはかかりつけ医に地域の発達障害支援ネットワーク、そしてスクリーニングやトリアージの適切な使い方を知っていただくと、診療で出会うケースに発達障害支援への道筋をつける手助けとなるだろう。このような目標に向けて、本テキス

トではエビデンスに則った、あるいはコンセンサスのある内容を誤解なく伝えることを重視して内容を取捨選択することとなった。そうした事情から、本テキストは診療ガイドライン、あるいは臨床上すぐに役立つ具体的なQ & Aテキストといった性質のものとは異なる。かかりつけ医個人のスキルアップを目標とするのではなく（それは別の形で計画される必要がある）、地域包括ケアシステムを担っていく地域社会の一員として共有しておく必要がある、現時点での発達障害の診断と支援に関する標準的な理解についてのガイダンスとして活用されることを目指した。

2018年3月

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

児童・思春期精神保健研究部部長

神尾 陽子